



就学援助制度（新入学用品費）のご案内



小田原市教育指導課学事・教職員係 ☎0465-33-1682

経済的に援助が必要な家庭へ、令和7年度の新小学1年生向けの新入学用品費を支給します。

新入学用品費以外の就学援助を受けるには、令和7年4月に別途申請が必要です。

- 1 申請期間 令和6年10月1日（火）～12月27日（金）
- 2 支給額 57,060円（令和7年度新小学1年生1人あたり）
- 3 支給日 令和7年2月28日（金）
- 4 申請方法

申請用 QR コード



（1）WEBでの申請

- ・右のQRコードまたは「小田原市電子申請システム」で検索し
手順に従って申請してください。

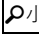
（2）紙での申請

- ・別添の申請書を直接または郵送（12/27消印有効）で提出してください。
- ・1月2日以降の転入者は、前市区町村の令和6年度課税証明書を添付してください。
- ・下表の③～⑧の該当者は証書等のコピーを添付してください。
 - 窓口 市役所本庁舎5階 小田原市教育指導課（平日8:30～17:15）
 - 郵送 〒250-8555 小田原市荻窪300番地 小田原市教育指導課就学援助担当

5 対象者

令和7年度新小学1年生（小田原市立小学校入学予定）の保護者で次のどれかに該当する方。

- ① 生活保護が停止または廃止された。
- ② 市民税の非課税または減免の扱いを受けた（成年の世帯員全員が障がい者、寡婦等による非課税・減免のみ）。
- ③ 個人事業税の全額減免の扱いを受けた。
- ④ 固定資産税の全額減免の扱いを受けた（新築の減免は除く）。
- ⑤ 国民年金掛金の全額減免の扱いを受けた（20歳以上の世帯員全員が減免を受けた）。
- ⑥ 国民健康保険料の全額減免の扱いを受けた。
- ⑦ 児童扶養手当が支給された（児童手当、ひとり親家庭等医療費助成ではありません）。
- ⑧ 生活福祉資金の貸付を受けた。
- ⑨ 経済的に困窮している（原則、前年所得を基準に判定します）。

⑨の場合の所得目安です。
所得から社会保険料などを控除します。
目安を計算できるシートを公開しています。
詳しくは  **小田原市 就学援助** で検索。

世帯人数	世帯構成例	基準所得 <u>目安</u>
2人	母・子	210万円
3人	父・母・子	270万円
4人	父・母・子・子	330万円